

「危険ブロック塀等安全確保支援事業」を利用してブロック塀の撤去を行う皆さまへ

市町村が実施する「危険ブロック塀等安全確保支援事業」を利用して危険なブロック塀を撤去し、ブロック塀を撤去した跡地を緑化する場合に、くまもと緑・景観協働機構の「沿道緑化モデル助成事業(特例事業)」から、緑化に要する費用の1/2(最大10万円)の助成を受けることができます。

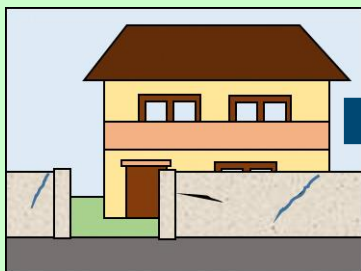
※「危険ブロック塀等安全確保支援事業」の支援決定を受けていることが条件です。

※緑化に対する費用のみ支援します。ブロック塀の再建や塀の設置については支援の対象外です。

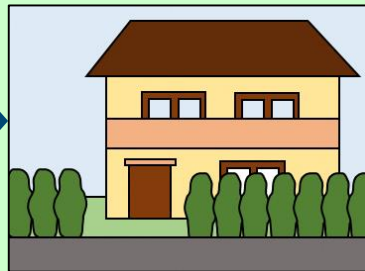
「沿道緑化モデル助成事業(特例事業)」について

市町村が実施する「危険ブロック塀等安全確保支援事業」の支援を受けて、建築基準法第42条に定める道路等に沿った民有地における店舗、事業所、工場、住宅等の危険と判断されるブロック塀を撤去後、その箇所を緑化する場合に、緑化に係る費用の1/2(最大10万円・千円未満の端数は切り捨て)を助成します。

ブロック塀解体前



ブロック塀解体及び緑化後



支援対象経費

- ① 樹木、苗木や芝の購入費
(樹木の種類には制限があります。)
- ② 樹木等の植栽に必要な土、支柱等の資材の購入費
- ③ 樹木等の植栽に必要な工事費

※市町村が実施する「危険ブロック塀等安全確保支援事業」の支援を受けていることが条件です。

※従来の「沿道緑化モデル助成事業」との併用はできません。

- 申請期間(令和2年度(2020年度)追加募集分)
締切 4次募集 令和2年(2020年)12月18日(金)
5次募集 令和3年(2021年)1月15日(金)

※令和3年(2021年)年2月末までに完了するものを対象とします。

※予算を超える場合には途中で募集終了する場合があります。

●申請方法

「沿道緑化モデル助成金交付申請書(特例事業)(別記様式第11号)」に必要事項を記入し、添付書類(市町村の「危険ブロック塀等安全確保支援事業」の補助金交付申請書と添付書類一式の写し等及び同補助金交付決定通知書の写し)も必要です。)を添えて市町村を通じて申請してください。

お問い合わせ・申請先:くまもと緑・景観協働機構 事務局

〒860-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部都市計画課内

(電話)096-333-2522 ホームページ<http://kumamoto-midori.com/index.html>